

第六十九回
帝國議會
貴族院

退職積立金及退職手當法案特別委員會議事速記録第一號

付託議案

退職積立金及退職手當法案

委員氏名

委員長 伯爵林 博太郎君

副委員長 男爵赤松 範一君

公爵鷹司 信輔君

侯爵佐佐木行忠君

子爵野村 益三君

子爵岡部 長景君

子爵増山 正興君

有吉 忠一君

男爵北河原公平君

男爵安場 保健君

松本 學君

小久保喜七君

阿部房次郎君

藤原銀次郎君

久恒 貞雄君

濱口儀兵衛君

大澤徳太郎君

金岡又左衛門君

昭和十一年五月二十四日(日曜日)午後七時六分開會

○委員長(伯爵林博太郎君) 是ヨリ退職積

立金及退職手當法案ニ關スル特別委員會ヲ開會致シマス、差當リ大臣ヨリ説明ガアルサウデゴザイマスカラ、ドウゾ御願ヒ致シマス

○國務大臣(潮惠之輔君) 只今議題トナリ

マシタ退職積立金及退職手當法案ニ付キマシテ、本會議ニ於キマシテモ御説明致シマシタガ、今少シク詳細ニ御聽キテ願ヒ置キタイト思ヒマス、労働者ノ解雇又ハ退職ニ際シマシテ、一定ノ手當ヲ支給致シマスコトハ、外國ノ工場鑛山等ニ於ケル福利施設ト致シマシテ、相當廣ク行ハレテ居ル慣行デアリマシテ、我が國特有ノ制度ト言フコトガ出來ルト考ヘマス、斯カル慣行ハ特ニ歐洲大戰後ノ好況時代ニ、労働者ノ勤続ヲ獎勵スルノ必要ニ基キマシテ、發達ヲ致シマシタ、次イデ其ノ後不況時代ニ、労働者ノ大量解雇ニ依リマスル生活ノ困窮ヲ救済シヤウトスル趣旨ニ依リマシテ、其ノ普及ヲ早メタト見ラレルモノデゴザイマシテ、我が國ニ於キマシテハ、退職手當ノ制度ハ、労働者ノ解雇ニ當リ、其ノ生活不安ヲ除キマスニ相當ノ效果ヲ發揮シテ居ルコトハ、申スマデモナイト存ジマス、然ルニ此ノ制度

ハ之ヲ社會的ニ見マスルノニ、大規模ノ工場ニハ比較的普及致シテ居リマスガ、マダ一般的ニ普及シテ居ルト云フコトガ出來ナイノデゴザイマス、又其ノ慣行ノアリマスル所デモ、手當ノ額ハ事業主ノ任意ニ決定セラレマスルカ、或ハ規定ヲ制定シテ居リマシテモ、裁量ノ範圍ガ相當大キクアリマスノデ、労働者ガ不安ヲ感ジマスコトヲ免レ難イ憾ガアルト云フ有様デゴザイマス、斯カル事情デアリマスノデ、之ヲ法制化致シマシテ其ノ普及ヲ圖リ、退職手當ノ標準ヲ設ケマシテ、平素カラ之ガ支給準備ノ爲ニ積立ヲサセマシテ、其ノ支拂ヲ確保スルト共ニ、労働者ノ方ニモ一定ノ積立金ヲ致サセマシテ、事業主ノ積立ト相俟ツテ退職時ニ備ヘシメ、而シテ勞資一體トナリマシテ、安定シタ労働條件ノ下ニ働カセルコトガ、國家産業ノ健全ナル發達ヲ圖ル上ニモ、又労働者ノ福利ヲ増進セシメマス上ニモ、極メテ緊要ノコトト存ズル次第デゴザイマス、今ヤ我が國ハ軍需工業ノ振興、輸出貿易ノ増進等ニ依リマシテ、今日比較的好況ヲ見テ居ルノデゴザイマスガ、斯様ナ時コソ將來ノ爲ニ相當ノ準備ヲ開始スルノ

ニ最モ適當ナ時期デアルト存ジマシテ、此ノ事ハ唯獨リ事業主及労働者ノ爲ノミナラズ、社會ノ健全ナル發達ノ上ニ極メテ急務デアルト考ヘマシテ、本法案ヲ提出致シマシタ次第デゴザイマス、デ本法案ノ内容ニ付キマシテ其ノ概要ヲ申上ゲマス、第一、事業ノ適用範圍ハ、原則トシテ、常時三十人以上ノ労働者ヲ使用スル工場鑛山ニ限リマス、將來勅令ヲ以テ指定致シマスレバ、其ノ他ノ事業ニモ及ビ得ルコトニナツテ居リマス、併シ本法ノ適用ヲ不適當トスル如キ業態ニ付キマシテハ、其ノ事業ノ種類及規模ヲ限リマシテ、本法ノ適用ヲ除外スルコトガ出來ルノデアリマス、又三十人以上ノ規模ノモノデアリマシテモ、自ラ進ンデ本法ノ如キ積立ヲシヤウトスルモノニハ、本法ノ一部ヲ適用スルコトガ出來ルヤウニナツテ居リマス、次ニ適用スベキモノノ範圍デゴザイマスガ、是ハ申ス迄モナク労働者デアリマシテ、職員デアリマス、其ノ他ノ給料ニ依ツテ傭ハレテ居ル者ヲ含ミマセズ、又労働者デアリマシテモ、短期間ノ契約ニ基イテ雇傭セラレマス者トカ、又季節的ノ事業ニ雇傭セラレマス者ニハ、

適用ハアリマセヌノデアリマス、併シ短期間ノ契約デアリマシテモ、引續イテ雇傭セラレル者ニハ、同ジク之ヲ適用スルコトニ致シテ居リマス、尙本法ハ政府ノ事業ニハ適用致シマセズ、府縣又ハ市町村ノ如キ公共團體ノ事業ニ付キマシテハ、本法ト異ツタ規定ヲ設ケ得ルコトニ致シテ居ルノデアリマス、第二、本法ニ於キマシテハ、積立金ヲ二種類ニ分ケマシテ、退職積立金ト退職手當積立金トシテ居ルノデアリマス、退職積立金ノ方ハ、労働者ノ賃金カラ、其ノ百分ノ二ヲ控除シテ積立テシムルモノデアリマシテ、退職手當積立金ノ方ハ、事業主ニ對シテ、労働者ノ賃金ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ積立テシメマシテ、尙事業ニ一定以上ノ利益ガアリマシタ時ニハ、更ニ賃金ノ百分ノ三マデ積立テシムルト云フコトニナツテ居リマス、而シテ労働者ガソレノ事情ニ依リマシテ其ノ職ヲ去リマス時ニハ、退職積立金及退職手當ノ支給ヲ受ケルコトニナツテ居ルノデアリマス、但シ不都合ナ行爲デ解雇サレマシタリ、自己ノ都合デ退職シタリシマス時ニハ、事業主ノ給與ニ係ル退職手當積立金ノ方ハ、ソレノ事情ニ應ジテ、其ノ全部又ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得ルト云フコトニナツテ居リマス、併シ

此ノ支給ヲ要シマセヌ金額ハ、之ヲ特別手當積立金トシテ保留サセマシテ、事業ノ都合ニ依ツテ解雇ヲサレマスル者ニ對シテ、二十日分又ハ三十五日分ノ特別手當ヲ附加シテ支給セシムルコトニ致シテ居ルノデゴザイマス、第三ハ、積立金ノ管理ハ、労働者ノ積立テマス退職積立金ニ付キマシテハ、各労働者ノ名義デ、郵便貯金其ノ他ノ方法デ、事業主ニ積立テテ管理サセマス、事業主ノ積立テマス退職手當積立金ニ付キマシテハ、事業主ノ他ノ財産ト分離シマシテ、同様ニ郵便貯金、銀行預金、金錢信託、登録國債等ノ方法ニ依リマシテ、之ヲ管理セシムルコトニ致シタイト存ジマス、但シ事業主ガ豫メ確實ナ方法ヲ定メマシテ積立金ノ運用ヲ願出デマス時ニハ、其ノ運用ヲ許スノデゴザイマス、而シテ積立金ハ差押又ハ讓渡ヲ禁ジ、其ノ確保ヲ講ジテ居リマス、ソレト同時ニ積立テタル金額ニ對シマシテハ租稅ヲ課セナイコトニナツテ居リマス、第四ニ、退職積立金及退職手當積立金ノ公正ヲ期シマスル爲ニ、退職金審査會ト云フモノヲ設クルコトトナツテ居ルノデゴザイマス、要スルニ本法案ハ我が國特有ノ慣行ヲ助長シ、勞資協力ノ精神ヲ養ハシメ、同時ニ退職時ノ經濟的不安ヲ緩和シテ、労働者ヲシテ安ン

ジテ其ノ勞務ニ努メシメムトスルモノデアリマシテ、目今ノ情勢ニ鑑ミマシテ極メテ緊要ノコトト信ズルノデゴザイマス、尙本案ニ對シマシテハ、衆議院ニ於キマシテ數箇所ノ修正ガ加ヘラレマシタノデアリマス、第一ハ適用範圍ニ關スル修正デアリマシテ、政府ノ原案ニ於キマシテハ、常時三十人以上ノ労働者ヲ使用スル工場鑛山及勅令ヲ以テ指定スル事業ニ本法ヲ適用スルコトニシタノデアリマスルガ、之ヲ常時五十人以上ノ労働者ヲ使用スル工場鑛山ニ適用スルコトトシマシテ、勅令ヲ以テ指定スル事業ヲ削除スルコトニ修正セラレマシタ、第二ハ退職手當積立金ニ關スル修正デアリマス、政府原案ニ於キマシテハ、第十六條ニ於テ、少クトモ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ積立テシムルコトニ致シテ居リマシタガ、「少クトモ」ト云フ字句ヲ削除スルコトニ致シマシタ、尙政府原案ニ於キマシテ、第十七條ニ定メマス計算ニ依ツテ、事業主ノ負擔能力ニ應ジテ百分ノ三迄ノ積立金ヲ事業主ニ課シタノデアリマスルガ、之ヲ事業主ガ賃金ノ百分ノ三以内ニ於テ行政官廳ノ認可ヲ受ケタル金額ヲ退職手當積立金トシテ積立ツルコトニ修正セラレマシタ、第三ハ、原案ノ第三十三條ニ於キマシテ、退職手當積立

金ヲ不正ニ處分シタ場合ノ處罰ハ、三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ト致シテ居リマシタノヲ、一年以下ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金トスルト云フ修正デゴザイマス、此ノ修正案ハ漸進的ニ社會立法ヲ進メテ行キタイト云フ御趣旨ニ依ルモノト考ヘラレマスルガ、之ニ依リマシテモ、政府原案ノ本旨ハ大體現レテ居ルノデゴザイマス、又政府ハ速カニ此ノ法案ノ成立スルコトヲ希望致シマスルノデ、兩院ニ於キマシテ御意見ガ一致致シマシタ上ハ、政府トシテハ其ノ御決議ヲ尊重シ、善處致シタイト存ジテ居リマス、會期モ斯様ニ切迫シタ折柄誠ニ恐縮ニ存ジマスルガ、何卒御審議ノ上御協賛アラムコトヲ願ヒマス

○委員長(伯爵林博太郎君) 明日ハ午前九時ニ開會致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後七時二十一分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵林 博太郎君
副委員長 男爵赤松 範一君
委員 公爵鷹司 信輔君
侯爵佐佐木行忠君
子爵野村 益三君

子爵岡部 長景君

子爵増山 正興君

有吉 忠一君

男爵北河原公平君

男爵安場 保健君

松本 學君

小久保喜七君

阿部房次郎君

藤原銀次郎君

濱口儀兵衛君

大澤德太郎君

金岡又左衛門君

國務大臣

內務大臣 潮 惠之輔君

政府委員

內務政務次官 子爵鍋島 直繩君

社會局長官 廣瀬 久忠君

社會局部長 赤松 小寅君

同 山崎 巖君

昭和十一年五月二十六日印刷

昭和十一年五月二十六日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局